

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**令和5年12月22日**に「**令和6年度税制改正の大綱**」が閣議決定され、大綱においては、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、**令和6年分の所得税及び個人住民税について、令和6年6月から納税者本人と扶養家族を対象に所得税3万円及び住民税1万円の特別控除（以下「定額減税」という。）を行うことが発表されました。**その後、この大綱に沿った国税等の改正法案が成立し定額減税が実施されることになりましたので、その具体的な内容を説明いたします。

1. 定額減税（法律改正）の趣旨及び背景

バブル崩壊後の30年間、日本はデフレが続いており、人への投資や賃金、設備投資・研究開発投資などがコストカットの対象とされたことで、消費と投資が停滞し、「コストカット型経済」とも呼べる悪循環に陥っています。賃金が上がり、家計の購買力が上がることで消費が増え、その結果、物の値段が適度に上がる、それが企業の売上げ、業績につながり、新たな投資を呼び込み、企業が次の成長段階に入り、また賃金が上がる。そうした好循環に向けて、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、**デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税及び個人住民税の減税が行われます。**

過去2年間で所得税及び個人住民税の税収が3.5兆円増加する中で、国民負担率の高止まりが続いてきたことも踏まえ、この税収増を納税者である国民に分かりやすく「税」の形で直接還元することとし、3兆円台半ばの規模で減税が実施されます。

2. 定額減税の対象となる方

この定額減税の対象となる方は、**令和6年分の所得税及び住民税を納税する居住者で、その年の合計所得金額が1,805万円以下の方です（給与収入のみの方は、給与収入が2,000万円以下であ**

る方）です。

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除を受ける方は、2,015万円以下です。

3. 定額減税の額

定額減税の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

1 所得税

(1)本人（居住者に限ります。） 30,000円

(2)同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

2 住民税（所得制限や実施方法は省略します。）

(1)本人 10,000円

(2)同一生計配偶者又は扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき10,000円

4. 定額減税の実施方法

所得税の定額減税は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

1. 給与所得者に係る定額減税

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与等を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から定額減税に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

2. 公的年金等の受給者に係る定額減税

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除

きます。)につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から定額減税に相当する金額が控除されます。これにより控除してもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、定額減税の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)により調整することとなります。

3. 事業所得者等に係る定額減税

原則として、令和6年分の所得税の確定申告(令和7年1月以降)の際に所得税の額から定額減税の額が控除されます。予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る定額減税の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る定額減税の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続きにより定額減税の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

5. 住民税非課税世帯及び低所得者世帯には

政府は、**総合経済対策に盛り込んだ給付金の定額減税の対象にならず、恩恵も十分受けられない「隙間」の所得層への対応策をまとめています。**

1. 住民税非課税世帯の方へは

世帯主に、1世帯あたり7万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます(令和5年末から順次給付中です)。

令和5年夏以降に支給された3万円と合わせると、1世帯あたり計10万円の給付となります。

2. 住民税均等割のみ課税される世帯の方へは

世帯主に、1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が支給されます(令和6年2~3月から順次給付中です)。

6. 給与所得者の減税後の住民税の納付方法

給与所得者の住民税は、6月の住民税は徴収なしで、定額減税後の住民税を7月以降の11ヶ月間で均等して徴収する仕組みとなっているようです。



「てんとう虫」

庭先やベランダでも見かけるてんとう虫ですが、よく見られるのはナナホシテントウです。てんとう虫は種類も多く、人の役に立つ益虫もいれば害をなす虫もいます。

てんとう虫は、コウチュウ目テントウムシ科に分類される昆虫の総称です。てんとう虫を漢字では「天道虫」と書きますが、枝や葉っぱの先端まで行って行き場がなくなるとパッと上に飛び立つ習性があり、「お天道様に飛んで行く虫」ということで「てんとう虫」と呼ばれるようになったと言われています。

背中の模様はよく目立ちます。この派手な模様は「警告色」と呼ばれるもので、毒がある等食べても嫌な味がするというサインなのです。

5月の税務と労務

- ・国税/4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- ・国税/9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- ・国税/個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- ・国税/確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・国税/特別農業所得者の承認申請 5月15日
- ・地方税/自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税/5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・国税/所得税の予定納税額の通知 6月17日
- ・国税/4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 7月1日
- ・国税/10月決算法人の中間申告 7月1日
- ・国税/7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 7月1日
- ・地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日
- ・労務/健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・労務/児童手当現況届(市町村役場に提出) 7月1日